令和6年度 建設業法等研修会

- (1)建設業法等の改正について
- (2) 税務署の受付印の廃止について

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

(1)建設業法等の改正について

第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

| | | 職員立法 公共工事品質確保法等の改正 | _{政府提出} 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 |
|-------|---------------------------|--|--|
| 担い手確保 | 処遇改善 | ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策●能力に応じた処遇●多様な人材の雇用管理の改善 | ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保 |
| | 価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止) | ●スライド条項の適切な活用(変更契約) | ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議 |
| | 働き方改革 ・環境整備 | 休日確保の促進 ●学校との連携・広報災害等の特別な事情を踏まえた予定価格測量資格の柔軟化 (測量法改正) | ■工期ダンピング防止の強化■工期変更の円滑化 |
| 生産性 | | ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)新技術の予定価格への反映・活用技術開発の推進 | ■ I C T 指針、現場管理の効率化● 現場技術者の配置合理化 |
| 対応力強化 | 地域 建設業等 の維持 | 適切な入札条件等による発注災害対応力の強化(」V方式・労災保険加入) | (参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ) |
| | 公共発注 体制強化 | ●発注担当職員の育成●広域的な維持管理●国からの助言・勧告【入契法改正】 | ・誘導的手法 (理念、責務規定)◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)・規制的手法など |

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

国十交通省

令和6年6月14日公布(令和6年法律第49号)

背景·必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。 (参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業[®] 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%) [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%) 出典: 能務省「労働力調査」を基に国土交通省算出 出典: 厚生労働者「賃金帳店基本統計調査」(令和4年) 出典: 厚生労働者「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、 処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

賃金の引上げ 労務費への 資材高騰分の転嫁 しわ寄せ防止 働き方改革 労働時間の適正化 現場管理の効率化 生産性向上

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
 - 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- ○標準労務費の勧告
 - ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- ○適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- ○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- ○契約前のルール
 - ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
 - ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- ○契約後のルール
 - ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って<mark>契約変更協議</mark>を申し出たときは、注文者は、<mark>誠実に協議に応じる努力義務</mark>※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- ○長時間労働の抑制
 - ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ○ICTを活用した生産性の向上
 - 現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
 - ・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)
 - ➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
 - ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)





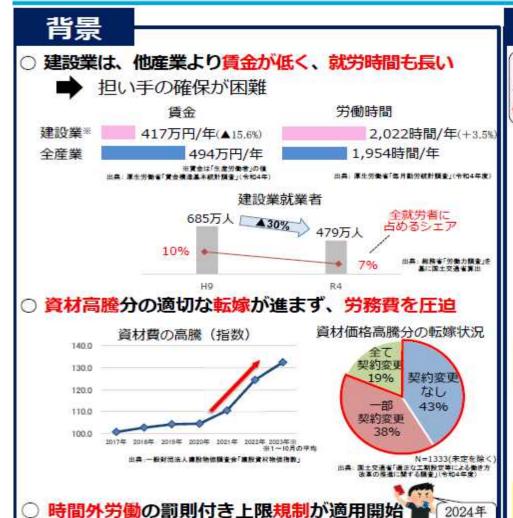




タブレットを用いて 情報共有を円滑化



背景と方向性



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、 働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革 生産性向上 … 労働時間の適正化

… 現場管理の効率化

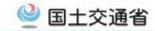
就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】 給与がよい 休日がどれる 希望がもてる + カッコイイ

4月から

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

1. 処遇改善



(1)建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
 - 国は、建設業者の取組状況を調査・公表、 中央建設業審議会に報告



(2) 労務費(賃金原資)の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼 (注文者)を禁止 ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの
 - ➡違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告·公表

(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)

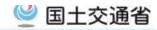
(3) 不当に低い請負代金の禁止

○ 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止

(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止



契約前のルール

○ 資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を 契約書の法定記載事項として明確化

契約変更条項 あり 41 59 % なし
(出典) 国土交通者「適正な工規設定等による 概き方改革の推進に関する調査」(令和4年度) 契約書

第〇条 請負代金の変更方法

- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
- 変更額は、協議して定める。

○ 受注者は、資材高騰の「おそれ情報」を 注文者に通知する義務





受注者

「資材高騰のおそれあり」

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等 の**変更を協議できる**。
 - ➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
 - ※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



「変更方法」に従って 請負代金<mark>変更の協議</mark>

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革と生産性向上

🥌 国土交通省

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約 中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位 作業員の増員 25%

2位 休日出勤 24% 4 到ま

3位 早出や残業 17

-4割超

出典)関土交通者「適正た工規設定等による働き方改革の権権に関する調査」(令和4年度

- ➡ 違反した建設業者には、指導・監督
- ② 工期変更の協議円滑化

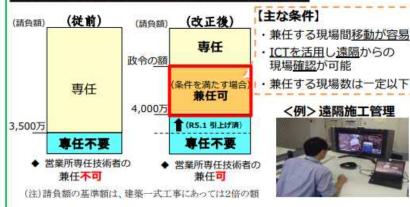
約

- 契 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」
 を注文者に通知する義務
- | 前 (注) 不可抗力に伴う工期変更は、<mark>契約書の法定記載事項</mark> (現行)
 - 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の 変更を協議できる。

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

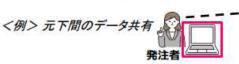
① 現場技術者の専任義務の合理化



② ICTを活用した現場管理の効率化

- ○国が現場管理の「指針」を作成
 - ➡ 特定建設業者**や公共工事受注者に対し、 効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者





○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICT活用で確認できれば提出は不要に)

◇建設業法の一部改正関係

(建設工事の請負契約の内容)

- ・請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加(第19条第1項関係)
- ・不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止(第19条の3第2項関係)
- ・著しく短い工期による請負契約の締結の禁止(第19条の5第2項関係)

(建設工事の見積り等)

・著しく低い額による建設工事の見積もりの禁止等(第20条関係)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

・工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等(第20条の2関係)

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

- ・労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務(第25条の27第2項関係)
- ・情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保(第25条の28関係)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- ・監理技術者等の選任義務の合理化(第26条第3項関係)
- ・営業所技術者等に関する管理技術者等の職務の特例(第26条の第5関係)

(国土交通大臣による調査等)

- ・建設工事の労務費に関する基準の作成等(第40条の4関係)
- ・国土交通大臣による調査等(第40条の4関係)

(2) 税務署の受付印の廃止について

↓国税庁ホームページより抜粋

令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和6年1月4日

(概要)

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、D X の取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和 7 年 1 月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

※<u>対象となる「申告書等」とは、</u>国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局(沖縄国税事務所を含む。)、税務署に提出される全ての文書をいいます。

建設業許可申請時の確認書類

現 状:税務署の受付印が押印されていることが必要。

※e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。